

学校施設使用の際の注意事項

令和7年4月改訂版

注意事項をご確認いただき、使用場所が学校教育施設であることをご理解の上ご利用ください。また、団体内での注意事項の周知を徹底するようお願いいたします。

◆調整会・使用可能日時について◆

- ・使用を希望する団体は必ず3か月ごとの使用者調整会に必ず出席し申込みをしてください。
- ・使用承認を受けた目的・時間(A:8～13時、B:13～17時、C:17～19時、D:19～21時)以外は使用できません。
- ・使用承認を受けた時間は、準備から片付け、施設を原状復帰して撤収するところまでを含む時間です。
- ・雨などにより校庭の状態が悪い場合には翌日の学校教育に支障が出る恐れがありますので、校庭での活動は自粛をお願いします。

◆使用マナーについて◆

- ・学校敷地内では喫煙・飲酒禁止です。また、敷地を出た校門付近でも喫煙はお控えください。
- ・体育館内は飲食も禁止(水分補給のみ可)です。
- ・ごみは学校のごみ箱に捨てず、必ず持ち帰ることを徹底してください。
- ・最後に消灯、施錠、忘れ物を確認してからお帰りください。
- ・体育館・武道場内は土足禁止です。室内用の靴を使用してください。
- ・学校施設の防犯上、鍵の紛失や又貸しのないよう、管理の徹底をお願いします。

◆施設・備品の使用について◆

- ・施設を破損された場合は弁償となりますので十分ご注意ください。また、その場合は必ず翌営業日に市と学校へご報告ください。
- ・使用される道具は各団体でご用意をお願いします。倉庫等に保管されている学校所有の備品・消耗品等は、バレーボールの支柱や卓球台等の一部の備品を除き、原則として使用できません。

◆自動車の利用について◆

- ・原則として自動車での来校は禁止です。なお、道具の搬入等でやむを得ず使用する場合は1～2台にまとめ、必要最低限の台数にとどめてください。
- ・災害発生時等緊急車両が入れなくなりますので、駐車場の収容台数を超えての駐車や、路上駐車は絶対にしないでください。

◆問合せ先について◆

- ・学校開放全般……………スポーツタウン推進課(随時)
 - ・施設の不良……………スポーツタウン推進課及び学校
 - ・施設・備品の破損……………スポーツタウン推進課及び学校
 - ・夜間照明の不調……………スポーツタウン推進課
 - ・セコムについて……………セコム(セコムカードに連絡先記載)
- (その日の活動は中止し、翌営業日に市と学校へ連絡)

※セコムを呼んだ場合、その旨を翌営業日にスポーツタウン推進課及び学校へご連絡ください。

施設使用後は、施設の清掃・ゴミの持ち帰り・火気の点検・消灯確認

施設の施錠・学校施設使用報告書の提出

を必ず行ってください。

◆利用マナーに関する報告事項について◆

直近で報告を受けた事例について一部情報共有します。改善が見られない場合は学校開放の利用を中止する場合がありますので、再度団体内でも「**施錠・消灯・忘れ物やごみ**」の確認を徹底してください。

- ・翌日まで窓が開いていたり、終了後、門のあたりでおしゃべりをしていたりすることがあり、学校としても困っている。

特に体育館であるが、現状復帰や戸締り、マナーなどについてもう一度しっかりと確認していただきたい。

学校施設を継続的にご利用いただくためにもルールを順守していただくよう、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

利用マナーが守られておらず、注意しても改善が見られない場合は使用を停止する場合があります。